



◆ **第5章 計画の推進**



1 推進体制

本計画の推進にあたっては事務事業の点検評価と合わせて進行管理を実施することとします。また、必要に応じて関係各課による庁内組織を立ち上げ、計画の推進状況を管理していきます。さらに、全庁的に計画に取り組んでいくために、庁内関係各課の連携強化を図ります。

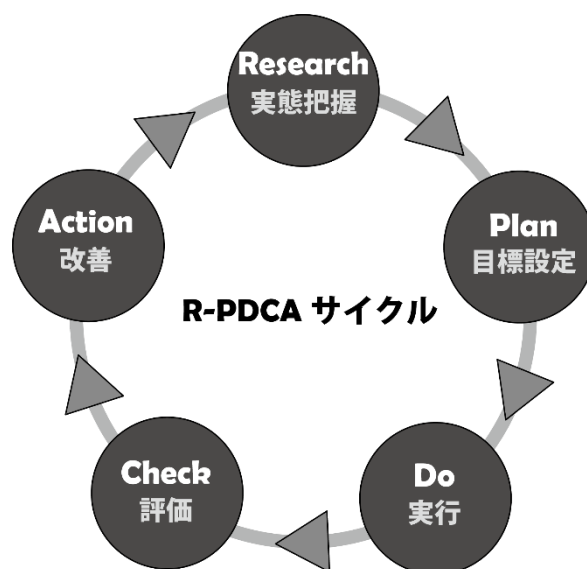
2 協働による計画の推進

本計画の推進にあたっては、基本理念に掲げる「夢と希望を抱き 自らの明日を切り拓く人づくり」を実現するため、これまで進めてきた市民との協働の取組を踏まえ、家庭、市民、地域、関係機関等と行政の更なる連携を図り、協働による計画を推進します。

3 進行管理

本計画を着実に推進していくためには、計画を定期的に点検・評価し、より質の高い教育施策が展開できるよう取り組んでいくことが重要です。

進行管理にあたっては、Research(実態把握)、Plan(目標設定)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)からなる R-PDCAサイクルに基づき、調査により主な取組及び指標(数値目標)の達成状況の把握と評価を行い、次年度以降に実施する施策や事業の改善・見直しをしながら継続的に進めていきます。





資料編



1 策定経緯

■令和3年度

年月日	会議等	内容
令和3年 7月20日	第1回 小美玉市教育振興基本計画等策定委員会	・策定方針について ・全体スケジュールについて ・アンケートの概要について
8月6日 ⇒書面開催 (9月)	第1回 小美玉市教育振興基本計画審議会 *新型コロナ緊急事態宣言の発出により8月開催を延期して書面開催に変更	・委任状交付、諮問 ・策定方針について ・全体スケジュールについて ・アンケートの概要について
10月～11月	「小美玉市教育振興基本計画」に係るアンケート調査	10月15日～10月28日に実施 ・未就学児(5歳児)の保護者 ・市内幼児施設に勤務する先生方 10月29日～11月8日に実施 ・児童生徒(小3・小5・中2)の保護者 ・小・中・義務教育学校の教職員
令和4年 2月8日	第2回 小美玉市教育振興基本計画等策定委員会	・小美玉市の教育を取り巻く概況 ・市民意向の動向把握
2月21日 ～3月8日 ⇒書面開催	第2回 小美玉市教育振興基本計画審議会 *新型コロナまん延防止等重点措置の発出により、書面開催に変更	・教育を取り巻く概況 ・「小美玉市教育振興基本計画」に係るアンケート調査結果報告

■令和4年度

年月日	会議等	内容
令和4年 5月13日	教育長ヒアリング	教育長ヒアリングの実施 ・教育振興基本計画の体系について ・「基本方針1 学力の向上を図り、子供たち一人一人の可能性を引き出します」について ・「基本方針2 子供たちの自主性・自立性を培い、たくましく社会を生き抜く力を育みます」について ・「基本方針3 地域の特色や子供の実態に合ったより良い学習環境をつくります」について
5月19日	団体ヒアリング	各種団体ヒアリングの実施 小学校・中学校・義務教育学校校長会グループ ・確かな学力の定着について ・心と体の育成について ・教育環境の整備について ・地域や家庭との連携について 公立幼稚園教諭・PTAグループ ・幼保小の連携について ・家庭教育への支援について ・地域との連携について 保護者組織グループ ・学習にタブレットを活用することについて ・いじめや不登校について ・家庭や地域と学校の連携について スクールソーシャルワーカー・指導主事グループ ・児童・生徒、保護者、教職員のメンタル、ストレスなどの現状について ・特別支援教育の現状と今後の取組について ・いじめや問題行動に関する現状と今後の取組について

6月29日	新規施策調査に係るヒアリング	教育指導課ヒアリングの実施 ・新規施策の確認 ・施策の体系の修正について
7月19日	第3回 小美玉市教育振興基本計画等策定委員会	・小美玉市教育振興基本計画(案) ・小美玉市生涯学習推進計画(案) ・小美玉市スポーツ推進計画(案)
8月8日 ⇒書面開催	第3回 小美玉市教育振興基本計画審議会 *新型コロナへの対応措置として書面開催に変更	・教育施策の課題について ・基本方針及び基本施策について
10月4日	基本計画に係るヒアリング	教育指導課ヒアリングの実施 ・基本計画の確認(指標)
11月1日	第4回 小美玉市教育振興基本計画等策定委員会	・小美玉市教育振興基本計画(素案) ・小美玉市生涯学習推進計画(素案) ・小美玉市スポーツ推進計画(素案)
11月16日	第4回 小美玉市教育振興基本計画審議会	・教育振興基本計画(素案)について
12月1日	市議会全員協議会	・教育振興基本計画(改定案) ・パブリックコメントの実施について
12月16日 ~令和5年 1月16日	パブリックコメントの実施	・小美玉市教育振興基本計画(改定案)
2月7日 ⇒書面開催	第5回 小美玉市教育振興基本計画等策定委員会 書面による開催	・パブリックコメント結果報告 ・小美玉市教育振興基本計画(改定版)(最終案) ・小美玉市生涯学習推進計画(改定版)(最終案) ・小美玉市スポーツ推進計画(改定版)(最終案)
2月17日	第5回 小美玉市教育振興基本計画審議会	・パブリックコメント結果報告 ・小美玉市教育振興基本計画(改定版)(最終案) ・答申(案)
2月17日	答申	・小美玉市教育振興基本計画(改定版)答申
2月27日	教育委員会定例会	・小美玉市教育振興基本計画(改定版)上程
2月28日	市議会全員協議会	・小美玉市教育振興基本計画(改定版)及びパブリックコメント結果報告



2 小美玉市教育振興基本計画審議会

(1) 小美玉市教育振興基本計画審議会条例

平成28年3月25日

条例第6号

改正 令和3年3月22日条例第21号

(設置)

第1条 教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第2項の規定に基づき、小美玉市における教育の振興の施策に関する基本的な計画(以下「教育振興基本計画」という。)を策定するにあたり、小美玉市教育振興基本計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、小美玉市教育委員会(以下「教育委員会」という。)からの諮問に応じ、必要な調査及び審議を行い、その結果を教育委員会に答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 学校教育の関係者
- (3) 社会教育の関係者
- (4) 保護者代表
- (5) 市職員
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から答申を行うまでの期間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

2 特定の地位又は職により委嘱され、又は任命された委員の任期は、当該地位又は職にある期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めその意見を聞くことができる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の時は会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、教育委員会教育企画課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(特例措置)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、この条例による審議会の最初の会議は、教育委員会教育長が招集する。

(小美玉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 小美玉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年小美玉市条例第40号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(令和3年条例第21号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(2) 小美玉市教育振興基本計画審議会委員名簿

No.	氏名	所属等	第3条区分	備考
1	元木 理寿	常磐大学教授	(1)	会長
2	笹目 雄一	市議会議長	(1)	R3年度
	荒川 一秀		(1)	R4年度
3	大関 律子	小学校長	(2)	
4	稲田 雅志	中学校長	(2)	R3年度 副会長
	皆川 修		(2)	R4年度
5	吉永 成範	義務教育学校長	(2)	
6	大山 徳	幼稚園長	(2)	R3年度
	稲田 雅志		(2)	R4年度 副会長
7	大平 勇次	社会教育委員兼公民館運営審議会議長	(3)	
8	鶴町 和夫	スポーツ推進審議会委員長	(3)	
9	石川 栄美子	子ども会育成連合会代表	(4)	
10	小田 和広	市PTA連絡協議会代表	(4)	
11	福田 和範	幼稚園PTA代表	(4)	
12	本田 仁子	元教育委員	(6)	
13	本田 理	本田記念財団理事長	(6)	

敬称略 任期:委嘱の日から答申まで

3 小美玉市教育振興基本計画等策定委員会

(1) 小美玉市教育振興基本計画等策定委員会設置要綱

平成 28 年 6 月 30 日

教育委員会訓令第 4 号

改正 平成 29 年 5 月 11 日 教委訓令第 2 号

令和 3 年 3 月 26 日 教委訓令第 2 号

令和 3 年 6 月 24 日 教委訓令第 6 号

(設置)

第 1 条 小美玉市教育振興基本計画及び小美玉市生涯学習推進計画並びに小美玉市スポーツ推進計画(以下「教育振興基本計画等」という。)の策定について必要な事項を調整・協議するため、小美玉市教育振興基本計画等策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 策定委員会の所掌事務は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 教育振興基本計画等策定に係る調査等に関し評価検討すること。
- (2) 教育振興基本計画等策定に係る資料に関し助言すること。
- (3) その他目的達成のため必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 策定委員会は、別表第 1 に掲げる者をもって組織する。

(運営)

第 4 条 策定委員会に委員長を置く。

2 委員長は、教育長をもって充て、委員会の会務を総理する。

(会議等)

第 5 条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、その座長となる。

2 委員会において必要があると認められるときは、委員以外の者の職員の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(ワーキング会議)

第 6 条 教育振興基本計画等の策定に必要な調査・研究を行い、計画原案を作成するためワーキング会議を置く。

2 ワーキング会議は、別表第 2 に掲げる課等の職員をもって組織する。

3 ワーキング会議に会長を置き、会長は教育企画課長をもって充てる。

(アドバイザー)

第 7 条 計画原案の作成にあたって、専門的な見地から意見及び助言を得るため学術経験者等をアドバイザーとして招くことができる。

2 アドバイザーには、予算の範囲内において謝礼金を支払うものとする。

(事務局)

第 8 条 策定委員会及びワーキング会議の庶務は、教育委員会教育企画課において行う。

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この訓令は、平成 28 年7月1日から施行する。

2 この訓令は、策定委員会の所掌事務が終了した段階でその効力を失う。

附 則(平成 29 年教委訓令第2号)

この訓令は、平成 29 年5月 18 日より施行する。

附 則(令和3年教委訓令第2号)

この訓令は、令和3年4月1日より施行する。

附 則(令和3年教委訓令第6号)

この訓令は、令和3年7月1日より施行する。

別表第1(第3条関係)

(1) 教育長
(2) 市長公室長
(3) 企画財政部長
(4) 総務部長
(5) 保健衛生部長
(6) 福祉部長
(7) 教育部長
(8) 文化スポーツ振興部長

別表第2(第6条関係)

(1) 企画調整課
(2) 健康増進課
(3) 子ども課
(4) 社会福祉課
(5) 介護福祉課
(6) 教育指導課
(7) 教育企画課
(8) 生涯学習課
(9) スポーツ推進課
(10) 幼稚園
(11) 小学校
(12) 中学校
(13) 義務教育学校
(14) 生活文化課

4 諮問書

小美玉市教育振興基本計画について

小美玉市が目指す「夢と希望を抱き、自らの明日を切り拓く人づくり」の実現に向け、本市の教育の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本方針となる計画として、教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第2項の規定に基づき策定する「小美玉市教育振興基本計画」について、小美玉市教育振興基本計画審議会条例(平成28年条例第6号)第2条の規定により、貴審議会の調査・審議を求めます。

令和3年9月15日

小美玉市教育振興基本計画審議会会長 様

小美玉市教育委員会

5 答申書

小美玉市教育振興基本計画について

小美玉市教育振興基本計画審議会条例(平成28年条例第6号)第2条の規定により、令和3年9月15日に諮問のあった「小美玉市教育振興基本計画」について、本審議会において調査・審議を行った結果、別紙のとおり、答申します。

なお、計画の推進にあたっては、着実な進行管理に努めるとともに、小美玉市が目指す「夢と希望を抱き、自らの明日を切り拓く人づくり」の実現に取り組まれるよう要望します。

令和5年2月17日

小美玉市教育委員会 様

小美玉市教育振興基本計画審議会
会長 元木 理寿

6 参考資料

(1) 「小美玉市教育振興基本計画」指標の目標値の考え方

基本方針1 確かな学力を育み、子どもたち一人一人の可能性を引き出します。			
指 標	令和3年度 実績値	令和9年度 目標値	目標値の考え方
基本施策1 基礎・基本の定着と「主体的・対話的で深い学び」の展開			
学力診断のためのテスト4教科の平均正答率(小6)	70.2%	72.9%	H29からR3の正答率の平均が71.9%であり、H28と比較して0.8%増であるため、同平均の1%増とする。
学力診断のためのテスト5教科の平均正答率(中2)	58.9%	60.2%	H29からR3までの正答率が59.2%であり、正答率の1%増とする。
授業で、課題解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいた児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査児童生徒質問紙から)	小学生 76.7% 中学生 83.7%	小学生 80.2% 中学生 85.2%	「全く取り組んでいない」と否定的な回答をした児童(3.5%)、生徒(1.5%)の肯定的な回答への転換とする。
基本施策2 ICTを活用した学習指導の充実と情報活用能力の育成			
学習の中で PC・タブレットなどの ICT 機器を使うのは勉強の役に立つと思う児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査児童生徒質問紙から)	小学生 95.3% 中学生 95.1%	小学生 96.3% 中学生 96.1%	小・中学生とも県・国の数値を上回っているが、R3実績値の1%増とする。
携帯電話・スマートフォンやコンピュータの使い方について、家の人と約束したことを守っている児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査児童生徒質問紙から)	小学生 69.7% 中学生 69.8%	小学生 77.2% 中学生 77.7%	「守っていない」「あまり守っていない」と否定的な回答をした児童(7.5%)、生徒(7.9%)の肯定的な回答への転換とする。
授業に ICT を活用して指導する能力があると自己評価した教職員の割合 (教員の ICT 活用指導力チェックリストから)	20.8%	100%	チェックリストBの4項目で、全ての教員を「できる」評価とする。
基本施策3 グローバル社会に対応できる教育の推進			
中3時における CEFR A1 レベル(英検3級相当)以上の英語力を有する生徒の割合 (公立中学校における英語教育実施状況調査から)	34.7%	54.0%	令和3年度の左記調査の茨城県実績値(53.9%)以上とする。
3日以上職場体験に参加した中学2年生の割合	未実施 *コロナの影響	100%	4校全ての中学校で実施とする。
基本施策4 インクルーシブ教育の充実			
保幼・小・中における個別の指導計画・教育支援計画の作成率 (特別支援教育体制整備状況調査から)	76%	100%	公立幼・小・中に関しては100%の作成率を継続し、私立幼児教育施設においても、全ての施設で計画作成とする。
教特別支援教育について理解し、授業の中で、児童生徒の特性に応じた指導上の工夫(板書や説明の仕方、教材の工夫等)を行った学校の割合 (全国学力・学習状況調査学校質問紙から)	92.3%	100%	全ての学校で実施とする。

基本方針2 子どもたちの自主性・自立性を培い、たくましく社会を生き抜く力を育みます。			
指 標	令和3年度 実績値	令和9年度 目標値	目標値の考え方
基本施策1 豊かな心の育成			
自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合 〈全国学力・学習状況調査児童生徒質問紙から〉	小学生 77.6% 中学生 73.5%	小学生 80% 中学生 80%	県や国は75%前後で推移しているが、国及び県の割合の5%増とする。
自然教室後のアンケートにおいて、「自然教室を通して自立心を養う」という項目に対し、「十分達成できた」「ほぼ達成できた」と回答した学校の割合 〈自然教室事後アンケートから〉	未実施 *コロナの影響	100%	100%の達成とする。
学校の授業時間以外に、1日10分以上読書をする児童生徒の割合 〈全国学力・学習状況調査児童生徒質問紙から〉	小学生 56.7% 中学生 59.6%	小学生 80% 中学生 80%	「10分未満」、「全く読まない」児童生徒4割のうち、その半数の児童生徒を「10分以上」とする。
いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う児童生徒の割合 〈全国学力・学習状況調査児童生徒質問紙から〉	小学生 97.8% 中学生 97.8%	小学生 100% 中学生 100%	100%の達成とする。
基本施策2 体育・健康教育の推進			
各測定項目から体力や運動能力をA～Eの5段階で評価する体力テストのAとBの児童生徒の割合 〈県体力・運動能力調査から〉	小学生 50.5% 中学生 58.9%	小学生 65.0% 中学生 65.0%	コロナ禍以前は、R4目標値の65%に迫る割合であったが、コロナ禍により児童生徒の体力低下が大きく影響したため、R4目標値の再設定とする。
学校給食で使用する県内産の食材使用率の割合 〈11月の茨城を食べようウィークの実績〉	55.8%	67.4%	「茨城を食べようウィーク」のR3.11の県平均67.4%とする。
朝食を毎日食べている児童生徒の割合 〈全国学力・学習状況調査児童生徒質問紙から〉	小学生 93.9% 中学生 96.0%	小学生 100% 中学生 100%	全ての児童生徒に朝食を食べる習慣を身につけさせる。
基本施策3 就学前教育と保幼小連携			
集団遊びの年間計画の作成、見直しを行っている市内教育・保育施設の割合	56%	100%	年間指導計画策定済の9施設から、全市内教育・保育等施設16施設での作成とする。
ステップ3に取り組んでいる市内教育・保育等施設の割合 〈ステップ2:交流がある ステップ3:接続を見通した教育課程の編成・実施〉	50%	100%	アプローチカリキュラム作成済の8施設から、全市内教育・保育等施設16施設での作成とする。

基本方針3 地域の特色や子どもの実態に合ったより良い学習環境をつくります。			
指 標	令和3年度 実績値	令和9年度 目標値	目標値の考え方
基本施策1 系統性・連続性のある小中一貫教育の推進			
中学校区内の小・中学校において、教科の教育課程の接続や教科に関する共通の目標設定など、教育課程に関する共通した取組の実施率 〈全国学力・学習状況調査学校質問紙から〉	53.8%	100%	全ての中学校区での実施とする。
基本施策2 地域と一体となった教育の推進			
地域の学校支援体制の充実を図るための学校支援ボランティアの年間登録者数	176名	330名	R4の登録者数は、1校平均23名、計256名(義務教育学校は前・後別)であるため、1校平均30名とする。
地域の大人に、授業や放課後などで勉強やスポーツを教えてもらったり、一緒に遊んでもらったりすることがある児童生徒の割合 〈全国学力・学習状況調査児童生徒質問紙から〉	小学生 - % 中学生 - %	小学生 58.4% 中学生 38.0%	R4回答割合では小29.2%、中19.0%であるため、2倍の割合とする。

指 標	令和3年度 実績値	令和9年度 目標値	目標値の考え方
基本施策3 教育支援体制の充実			
不登校児童生徒(30日以上欠席)の出現率 ※不登校出現率は1,000人あたりの数(不登校者数÷全児童・生徒数×1,000) (児童生徒の問題行動・不登校生徒指導上の諸問題に関する調査から)	小学生 16.7人 中学生 75.1人	小学生 10.5人 中学生 45.3人	年々増加傾向にあるが、コロナ禍影響前のR元年度実績の割合とする。
就学援助に関する周知回数	3回	8回	市HP以外の様々な機会を通して、周知・説明を実施する。
スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる教育相談に関して、児童生徒が相談したい時に相談できる体制の割合 (全国学力・学習状況調査学校質問紙から)	－%	100%	R4年実績値100%であるため、維持とする。
基本施策4 教育環境・教育体制の整備			
通学路危険箇所の解消率 (安全対策完了箇所数/危険箇所登録箇所数)	55%	80%	R4実績72%であり、R2以前の解消率は平均で2%増加しているため、増加割合の維持とする。
学校課題に即した校内研修を年間3回以上実施する学校の割合	－%	100%	市内全ての学校で実施とする。
茨城県教育研修センター希望研修受講者数(5年の累計値)	22名	180名	R4受講実績27名に、各校1名程度増加の受講者数とする。
教職員のストレスチェック受診率	98.9%	100%	全ての教職員で実施とする。

基本方針4 生涯にわたる市民の学びや文化芸術活動を目指した学習環境をつくります。

指 標	令和3年度 実績値	令和9年度 目標値	目標値の考え方
基本施策1 生涯学習社会の実現			
自主講座団体数	192団体	190団体	当初の最終目標値(170団体)を達成したため、令和3年度実績値の維持を目指す。
市民講座[定期]の講座数	26講座	36講座	市民と行政が行う市民講座数の増を目指す。
人材バンクの登録者数	38名	40名	学習成果の活用・活躍の場としての人材バンク登録者数の増を目指す。
基本施策2 知識の醸成と価値創造の場の充実			
障がい者が利用しやすい資料の蔵書点数	624点	700点	大活字本・LLブック、点字図書など、障がい者に配慮した資料の蔵書数の像を目指す。
資料貸出数	95,715件	130,000件	市内図書館・図書室・移動図書館車が貸出する資料の年間合計数の増を目指す。
基本施策3 次代を担う青少年の健全育成			
「青少年の健全育成に協力する店」の登録件数	28件	35件	「青少年の健全育成に協力する店」への登録を促進し、登録件数の増を目指す。
市内及び特別巡回パトロールの実施回数	11回	24回	市内巡回パトロールや、祭りやイベント時の特別巡回パトロール実施回数の増を目指す。
家庭教育学級の実施率	66.6%	100.0%	家庭教育学級を実施する市内の保育園、幼稚園、小学校の増を目指す。
基本施策4 文化芸術の創造・発信			
自主事業における来館者の満足度	－	60%	住民のニーズを分析し、それぞれの創造事業が、多世代、多様な住民の満足度を高めていくことを目指す。
特別展・企画展等の開催及び教育普及事業の開催数	4回	6回	地域の伝統文化の継承のための特別展・企画展等の開催回数の維持を目指す。教育普及事業の開催数の増を目指す。
施設の参画・参加者の推奨・参加・感謝の修正NPS	－	50点	文化ホールにおける創造活動を推奨、参画、感謝の意欲の視点で分析し、住民の参画意欲の高揚を目指す。

基本方針5 生涯にわたる市民のスポーツ活動の活性化を目指したスポーツ環境をつくります。			
指 標	令和3年度 実績値	令和9年度 目標値	目標値の考え方
基本施策1 子どものスポーツ機会の充実			
プレ・すぼ〜つ教室参加者数	2,963 人	7,000 人	未就学児を対象とするプレ・すぼ〜つ教室の延べ参加者数の増を目指す。
スポーツ少年団活動支援	9種目	10 種目	スポーツ少年団の活動を支援し、団として活動する種目数の増を目指す。
基本施策2 生涯スポーツ活動の推進			
若者世代や働く世代を対象としたスポーツ教室	未実施	12 回	若者世代や働く世代を対象にしたスポーツ教室の開催を目指す。
健康づくりを目的とした教室の参加者数(延べ)	中止	600 人	高齢者を対象とした健康づくりを目的とした教室の参加者数の増を目指す。
小美玉スポレクデーの参加者数	中止	7,500 人	小美玉スポレクデーの参加者数の増を目指す。
お友達登録者数(累計)	2,472 人	4,000 人	広く市民に情報媒体の周知を行い、スポーツ推進課公式LINEアカウントのお友達登録者数の増を目指す。
基本施策3 スポーツ環境の充実			
スポーツ協会加盟団体会員数	2,863 人	維持継続	情報媒体を用いて積極的にPRをし、会員数の維持継続を目指す。
スポーツ優秀選手・団体表彰数	団体8団体 個人10人	団体15団体 個人40人	市民のスポーツ活動を充実させることにより、全国レベルで活躍する市民を支援する。 表彰選手数、団体数の増を目指す。
トップアスリートスポーツ教室の開催数	0回	5回	トップアスリートを招聘したスポーツ教室の開催数増加を目指す。
基本施策4 スポーツ施設の充実			
スポーツ施設利用者数(年間延べ)	151,924人	240,700人	施設・設備の充実を図り、利用者数の増を目指す。

(2) 「小美玉市教育振興基本計画」に係るアンケート調査結果まとめ

調査目的

平成 30 年 3 月に策定した「小美玉市教育振興基本計画」の中間見直しを迎えるにあたり、未就学児、小・中学生の保護者、市の幼児教育に携わる先生方、学校教育に携わる教員の方の意向を、後期基本計画策定に反映させるために、アンケート調査を実施しました。

調査の方法

	幼児教育	学校教育
調査対象	①未就学児の保護者対象 ②市内幼児施設に勤務する先生方	①小・中学生の保護者 (市内小・中学校及び義務教育学校) ②市内小・中学校に勤務する教職員
調査方法	市内幼児施設を通じて調査票を配布 回収は以下のどちらかを選択 ・調査票で回答し幼児施設へ提出 ・QR コードから WEB サイトで回答	各学校を通じて調査票を配布 回収は以下のどちらかを選択 ・調査票で回答し学校へ提出 ・QR コードから WEB サイトで回答 *教職員は WEB 回答を基本とした
調査期間	令和 3 年 10 月 15 日(金) ～10 月 28 日(木)	令和 3 年 10 月 29 日(金) ～11 月 8 日(月)

回収結果

対象者	配布数 (人)	回答方法	回収数 (人)	回収数計 (人)	回収率
未就学児の保護者	394	調査票	227	306	77.66%
		WEB	79		
幼児施設に勤務する先生	208	調査票	141	174	83.65%
		WEB	33		
小・中学生の保護者	1,207	調査票	674	894	74.07%
		WEB	220		
小・中学校に勤務する教職員	262	調査票	7	229	87.40%
		WEB	222		

*小・中学校教職員の配布数には育休・産休・療養休暇者 11 名を含む

幼児教育アンケート調査結果概要

①未就学児の保護者

【お子さまの園での様子について】

- ・通園を楽しんでいる園児は9割を超えている。保護者の約9割は、子どもの園での様子を口頭や手紙で伝えられており、園と保護者の連携は良好と思われる。

【お子さまの教育・保育について】

- ・基本的な生活習慣やしつけは「園と家庭が協力することが必要」と考えている保護者が約8割。
- ・園では「良いところや個性を認め一人一人を大切にしている教育・保育が行われている」と感じている保護者は、「おおむね行われている」の回答も含めると9割を超えている。
- ・園児に対する接し方や教育姿勢など先生方に求めることについては、どの項目もおおむね評価は高くなっており、「明るく元気に接してくれる」と「やさしさ」に2項目は他の項目と比べ、「非常にそう思う」の回答割合が高くなっている。
- ・園の教育・保育環境や安全性については、おおむね良好であるが、「外部からの侵入など防犯に関する安全・安心な対策がとられている」については、「そう思わない」が2割近くとなっている。

【お子さま小学校へ入学することについて】

- ・小学校入学前に身につけてほしいことについて、どの項目も「非常にそう思う」の割合が高くなっているが、「数量・図形・文字などに対する関心を深める」については「あまりそう思わない」が1割近くと他の項目より高くなっており、学習に関しては入学後に学校でと考える保護者が多いと思われる。
- ・小学校入学に向けての不安については、学習の習得・学習意欲・学習への親の関わり方といった学習面の不安が3割を超えている。また、担任の先生や友達との関係についての不安も3割を超えている。

- 保育園、認定こども園、幼稚園では、子どもたちが楽しく登園しており、保護者の園に対する評価は概ね良好である。
- 保育園、認定こども園、幼稚園の教育・保育に関する評価も高いが、「外部からの侵入など防犯に関する安全・安心対策」には不安を感じている保護者がいるので、再点検を行うことが望ましい。
- 小学校入学に関して、学習面の不安や先生や友達との関係を心配している保護者もいることから、各幼児施設と小学校の連携や保護者への情報提供などについての検討が必要。

②市内幼児施設に勤務する先生方

【研修・勤務の状況について】

- ・研修の状況はコロナの影響で「対面式」より「オンライン」の研修に参加した割合が高い。「参加していない」の回答が最も多く、勤続年数が少ない先生方はその傾向が高い。
- ・研修の必要性が高い項目は、「特別な支援を要する子どもの保育」、「子どもの発達に関する内容」、「保護者や家庭との連携」となっている。
- ・研修等の専門性向上のための活動の妨げになっていることは、「スケジュールが合わない」、「不在を補う人材が不足」の割合が高い。
- ・勤務時間外の業務は、「遊びや学びの活動について、個人で行う計画や活動の準備」、「子どもの育ちや学び、生活についての記録」、「園の管理業務や職員会議への参加、一般的な事務業務」を行った先生方は4割～5割となっている。
- ・この1年でストレスが増えた先生方は6割を超えている。

【園の教育・保育について】

- ・園児に育むことが重要だと考える能力や技能は、「他者とうまく協力しあえる能力」、「話し言葉の技能」について「非常に重要」と考える先生方が7割前後と高い。一方、「ICTに関する技能」については、「あまり重要ではない」の割合が4割を超えており大変高くなっている。
- ・園の教育・保育に関してはどの項目もおおむねできているが、「文化の違いや共通点に対する子どもの興味・関心を刺激する」については、「あまりできていない」が3割を超えている。また、「デジタル技術を活用して子どもの学びを支援する」は「できていない」が5割と大変高くなっている。

【保護者との連携・協力や仕事に対する満足度について】

- ・保護者との連携・協力の項目については、連絡体制や園から保護者への情報提供はおおむね良好であるが、家庭での教育を勧める項目は「あまりあてはまらない」の割合が高くなっている。
- ・先生方は、保護者や園長・所長からの協力・支援もあり楽しく仕事はできているが、職務に対する給与、雇用条件、社会的な評価については満足感が低い。

- 人員配置のやりくりやスケジュールの調整を行うなど、勤続年数の少ない先生の研修機会を増やす工夫が必要。
- 勤務時間外の業務の縮小など、幼児施設の先生にも働き方改革や待遇改善が必要。
- 学校で1人1台タブレット端末が配布されるようになったので、幼児教育においても情報モラルなど少しずつ取り入れていくことが必要。(小学校と連携した研修など)
- 家庭教育へのアプローチの強化が求められる。(家庭教育学級)

学校教育アンケート調査結果概要

①小・中学生の保護者

【お子さまの学校での普段の様子について】

- ・授業の理解については、小学生では理解しているが9割近いが、中学生では約7割となっており、学年が上がるにつれて、授業の理解に個人差が出てくるのがわかる。
- ・「学校の宿題」を「いつもやっている」小学生は8割を超えているが、中学生では6割弱と下がっている。一方、「学校の宿題・授業以外の学習」については、小学生では「ほとんどやっていない」が約5割となっているが、中学生では「いつもやっている」、「時々やっている」を合わせると5割を超えている。
- ・保護者の学校での学習指導などについての評価では、どの項目も小学生の方が中学生と比べ評価が高い。中学生では「児童生徒一人ひとりに合った学習・指導をしている」の項目では「あまりそう思わない」が4割近くとなっている。

【昨年からの新型コロナウイルスによる影響等について】

- ・休校時の家庭学習については、小学生では6割、中学生では7割がうまく進まなかったと回答している。また、運動する機会については、小学生では7割、中学生では9割近くが減ったと回答している。
- ・コロナ禍の子どもの生活や学習については、リモート学習についての困りごとや不安が大変多くなっている。

【お子さまの通信端末の利用等について】

- ・授業でのタブレット端末の活用については、情報モラル教育をしっかりと積極的に活用してほしいという意見が大変多い。一方で、家庭学習での積極的な活用は、「あまりそう思わない」の割合が小学生で2割、中学生で1割を超えており、家庭での通信環境の状況なども課題の一つと推測される。
- ・小学生では5割近くが学校で配布された端末以外のスマートフォンやタブレットを持たせていない。

【お子さまのご家庭での教育について】

- ・家庭での教育について、小学生、中学生ともに約9割が「マナーや社会のルールを身につける」、「規則正しい生活習慣を身につける」を重要としている。
- ・教育の悩みは、小学生、中学生ともに「学校の成績」が最も多くなっている。中学生になると「進学・進路」の悩みも多くなっている。

- 学年が上がるにつれて個人の学力差が開いていることがうかがえるので、個に応じた学習指導が重要。(タブレットの活用による個別の指導)
- コロナ禍での家庭学習は、家庭の状況(接続環境、きょうだい同時のオンライン授業、保護者の勤務状況など)によって差が出ている。
- 小学校のタブレット端末の使用については、はじめて自分の端末を持つ子どもが多いので、丁寧な指導が必要。

②市内小・中学校に勤務する教職員

【児童生徒の指導等について】

- ・生活指導の課題については、「生活指導にかかる時間が十分に取れない」が4割を超えている。
- ・学習指導する上での課題については、「個に応じた学習指導」が7割、「基礎的な学力の向上を目指した指導」は6割を超えている。
- ・保護者との対応では、「悩みはあるが、何とか対応できる範囲である」が5割を超えており、現状では大きな問題はないと思われる。

【勤務の状況や研修について】

- ・教職員の勤務状況では、平日は所定勤務時間の勤務の人はほとんどおらず、9割以上が残業をしている。休日は2時間未満の出勤が6割、2～4時間が2割、4～6時間が1割となっている。
- ・職務が「常に忙しい」、「時期によっては忙しい」がともに5割近くとなっている。
- ・この1年でストレスが「増えた」、「少し増えた」がともに4割近くとなっている。
- ・ストレスを解消できている人は6割近く、解消できていない人は4割となっている。

【小美玉市の学校教育全体について】

- ・教育施策の効果については、どの項目も効果が大きいと8割前後となっているが、「主権者教育の推進」については、効果が「どちらかというと小さい」が3割となっている。
- ・タブレット端末の授業での活用については、指導者の能力の差、情報モラル・リテラシー、ネットワーク環境、授業以外での使用など様々な課題がある。

- 「個に応じた学習指導」、「基礎的な学力の向上を目指した指導」を学習指導の課題にあがっているため強化が必要。
- 「生活指導にかかる時間が十分に取れない」など子どもたちと向き合える時間を増やせるような教職員の働き方改革の強化が必要。
- タブレット端末の活用については、始まったばかりなので課題が多い。各校個別ではなく、市全体で対応を検討する研究会などが必要か。

共通の設問について

●地域とのかかわりについての共通設問

【家庭・地域とのかかわり】対象：未就学児保護者/幼児施設の先生/小・中学生保護者/小・中学校教職員

・家庭・地域との連携・協力体制が整っているかについては、幼児施設の先生と学校教職員は7割が整っていると回答している。しかし、未就学児、小・中学生の保護者は整っていると回答したのが4～5割となっており、先生・教職員とは差がある。保護者は「わからない」の割合も3割前後となっており、地域とのかかわりを持たない家庭があることがわかる。

【家庭・地域・学校の連携・協力に必要なこと】対象：小・中学生保護者/小・中学校教職員

・小・中学生の保護者、小・中学校教職員ともに、「学校の登下校時間など、地域で子どもの安全を見守る体制」が必要であるとの回答が最も多い。小・中学校教職員では、「地域の人材を活かした学習支援」が必要という地域のサポートを望む回答も大変多くなっている。

【コミュニティ・スクールについての理解度】対象：小・中学生保護者/小・中学校教職員

・小・中学生の保護者、小・中学校教職員ともにコミュニティ・スクールについては「あまりわからない」の回答が5割前後で理解度は低い。「よく理解している」教職員は2割程度、保護者は5%にも満たない。

●学校施設や教育環境についての共通設問

【学校の施設や設備の充実・改善について】対象：小・中学生保護者/小・中学校教職員

・小・中学生の保護者、小・中学校教職員ともに「授業で使う備品の更新」を望む割合が3割を超えている。教職員では、「机や椅子など備品の更新」も3割を超えている。

【学校の安全な教育環境づくりについて】対象：小・中学生保護者/小・中学校教職員

・小学生保護者では「登下校時の見守り等の防犯体制」が最も多く、中学生の保護者と小・中学校教職員では「老朽化した学校施設・設備の更新」が最も多い。

【安心して学校で過ごせる環境づくりについて】対象：小・中学生保護者/小・中学校教職員

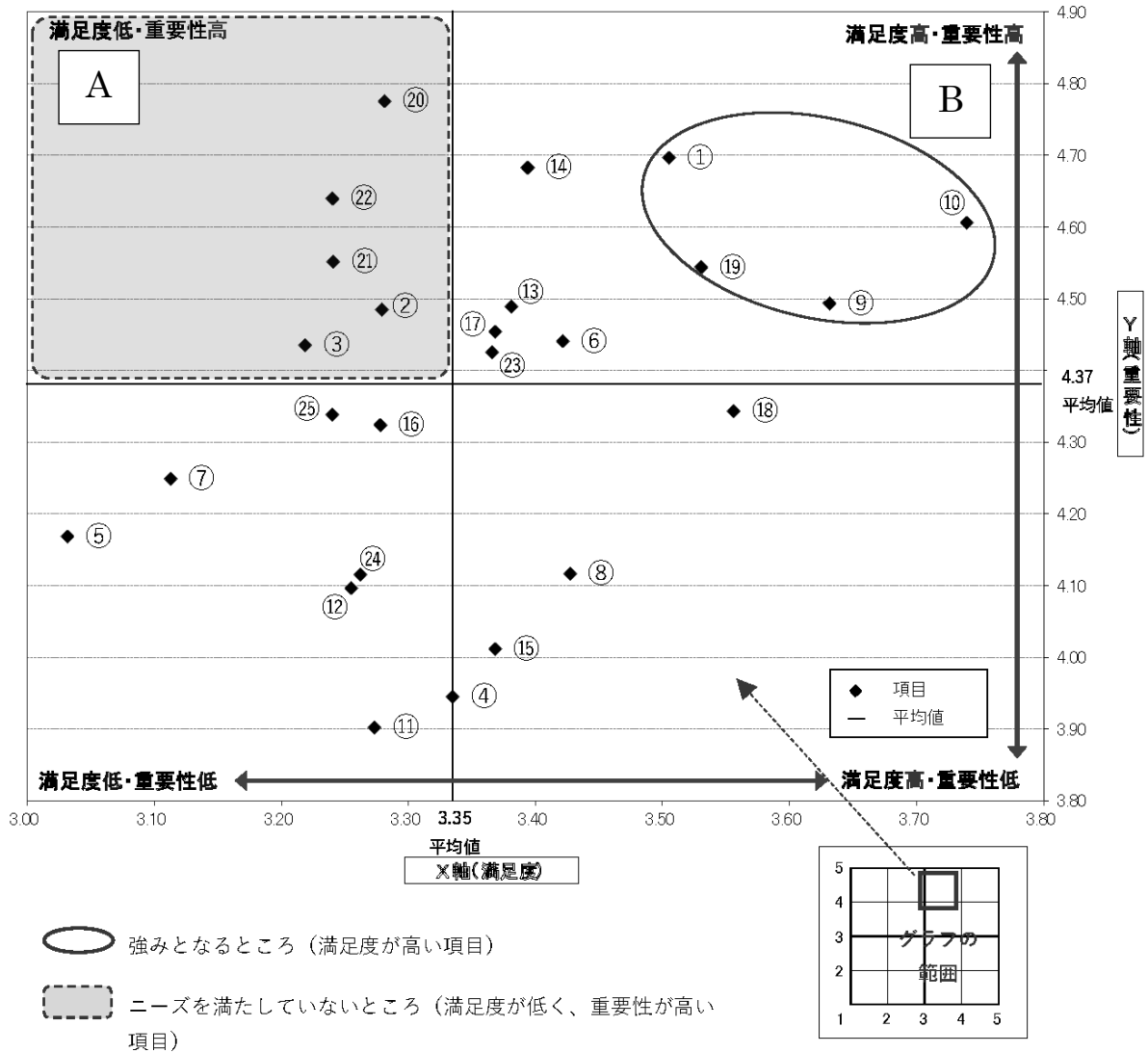
・小・中学生の保護者、小・中学校教職員ともに「学校・家庭・地域が連携して児童生徒の自律と社会性を育成する取組」が最も多い。また、保護者は「生徒指導教員が中心となった校内指導体制の充実」を望む意見も多いが、教職員は「スクールカウンセラーの派遣などサポート体制」を望む意見が多く、教職員だけでは手が足りていない状況がうかがえる。

●CS分析（小美玉市の学校教育についての満足度・重要性から）保護者と教職員の比較

- Aは「重要度」が高いが「満足度」が低い、ニーズを満たしていない象限
- Bは「満足度」「重要性」がともに高く、評価が高い象限

保護者の A の象限を見ると、「②物事を多様な観点から論理立てて考える学習」、「③国際教育や外国語によるコミュニケーション能力の育成」、「⑩いじめ・暴力行為等の問題への取組・未然防止」、「⑫児童生徒が教育相談等を受けることができる体制」、「⑭通学路の安全確保対策・交通安全教育」については、さらなる改善が望まれるという評価となっている。

保護者



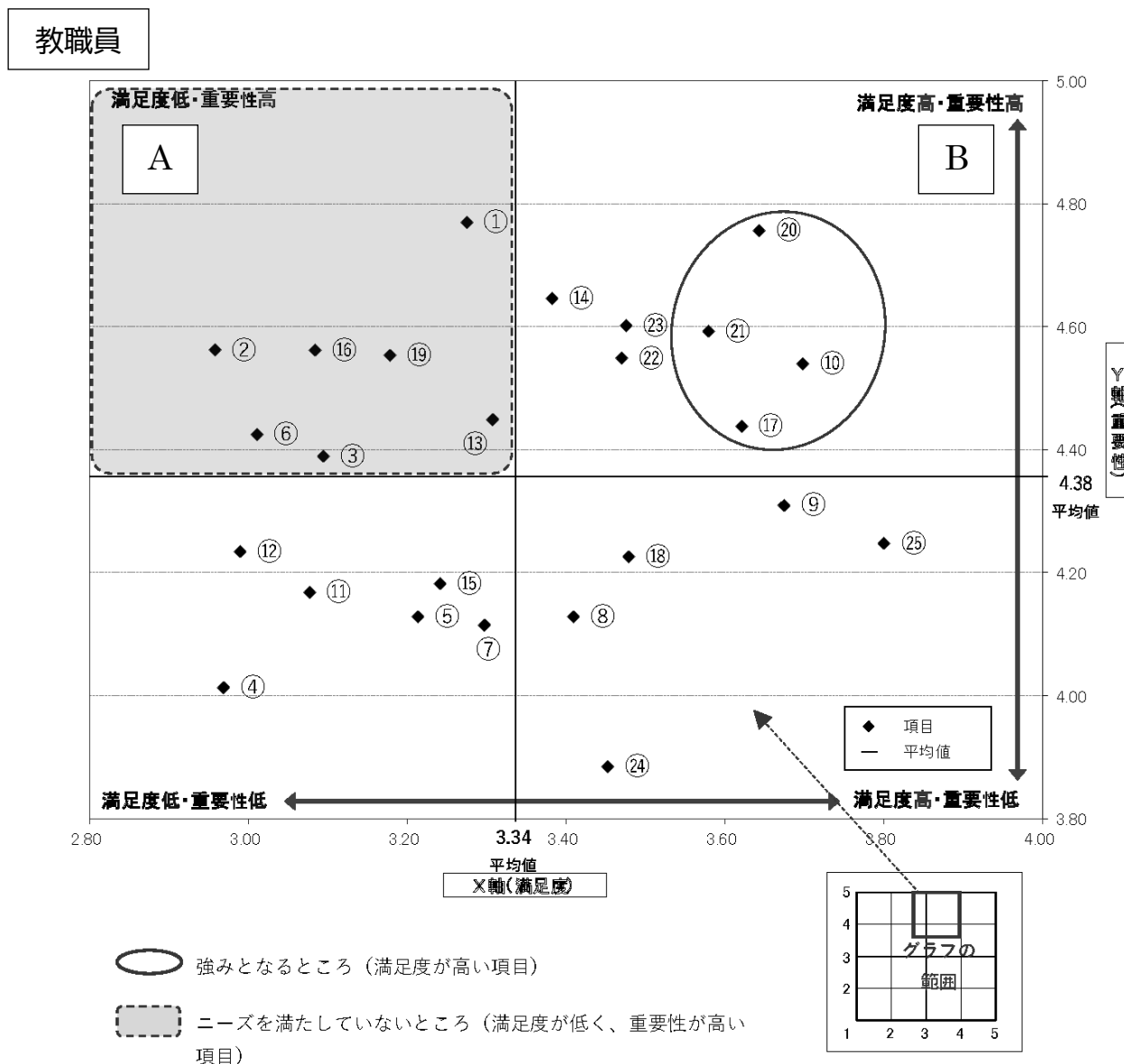
- 強みとなるどころ（満足度が高い項目）
- ▭ ニーズを満たしていないところ（満足度が低く、重要性が高い項目）

「満足=5ポイント」、「やや満足=4ポイント」、「どちらともいえない=3ポイント」、「やや不満=2ポイント」、「不満=1ポイント」、重要性についても同様の方法により、ポイントに変換して散布図を作成

満足度	満足	=	5	重要性	重要	=	5
	やや満足	=	4		やや重要	=	4
	どちらともいえない	=	3		どちらともいえない	=	3
	やや不満	=	2		あまり重要でない	=	2
	不満	=	1		重要でない	=	1

教職員の A の象限を見ると、「②物事を多様な観点から論理立てて考える学習」、「③国際教育や外国語によるコミュニケーション能力の育成」は保護者と同じ評価だが、「⑳いじめ・暴力行為等の問題への取組・未然防止」、「㉑児童生徒が教育相談等を受けることができる体制」、「㉒通学路の安全確保対策・交通安全教育」は B の評価高い象限に分布しており、評価の差が見られる。

また、保護者では B の評価が高い象限に分布している「①基礎的な学力を確実に身につける学習」、「⑥コンピュータ等の情報通信技術を活用した授業」、「⑬豊かな心を育てる教育」、「⑱学校施設の安全性」は、教職員では、改善が望まれる A の象限に分布しており、保護者と教職員では評価に差が見られる。



「満足=5ポイント」、「やや満足=4ポイント」、「どちらともいえない=3ポイント」、「やや不満=2ポイント」、「不満=1ポイント」、重要度についても同様の方法により、ポイントに変換して散布図を作成

満足度		重要度	
	満足 = 5		重要 = 5
	やや満足 = 4		やや重要 = 4
	どちらともいえない = 3		どちらともいえない = 3
	やや不満 = 2		あまり重要でない = 2
	不満 = 1		重要でない = 1

小美玉市教育振興基本計画【改定版】

発行 令和5年3月
発行者 小美玉市教育委員会
〒311-3492 茨城県小美玉市小川4番地 11
TEL: 0299-48-1111
<http://www.city.omitama.lg.jp/>
